

第2次東御市一般廃棄物処理基本計画(令和7年度改定版)(素案)に対するパブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	第2次東御市一般廃棄物処理基本計画(令和7年度改定版)(素案)について
意見の募集期間	令和7年12月10日(水)～令和8年1月8日(木)
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接、ながの電子申請サービス
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市民ラウンジ、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター、北御牧公民館
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 1 人 (2) 提出意見数 8 件
実施機関	東御市市民生活部生活環境課クリーンリサイクル係 電話：0268-64-5896 ファックス：0268-63-6908 電子メール：seikan@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
1	第2章 225 総合計画に一般廃棄物処理基本計画についての記載がない。記載することを提案したい。	一般廃棄物処理基本計画の位置づけについては、第1章で記載しております。
2	総合計画は環境基本計画の上位計画であり掲げられた将来像を目指す計画であるとあるが、総合計画は各計画によって構成されている。第3次総合計画における環境政策は第2次環境基本計画によって構成されており、第3次環境基本計画は第3次総合計画・後期計画乃至第4次総合計画政策・施策を構成するものであること記載することを提案したい。	第3次総合計画前期計画及び第3次環境基本計画について、計画期間を追記します。 <u>(案 P13.14)</u>

3	<p>第1章 16、162 第4次ごみ処理広域化計画策定までの経緯に記載の統合クリーンセンターについて地元の合意が得られていないことは記録として記載しておくことを提案したい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>第3章ごみ処理等の記載で、再利用(リサイクル)可能な素材、紙、カン、びん等は「もやせないごみ(資源ごみ)」ではなく「資源」と記載すること、311、表3-2、表3-3、図3-1におけるカン、びんは「もやせないごみ」から資源物に処理フローを変えることを提案したい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>第3章 31 ごみ処理の現況、312 事業系ごみ、(3)事業系のごみ排出量の推移の事業系ごみは産業廃棄物である。一般廃棄物と産業廃棄物の違いについて記載すること、行政が産業廃棄物処理していることを記載することを提案したい。</p>	<p>ご指摘の事業系のごみについては、事業系一般廃棄物(事業から出る産業廃棄物以外の廃棄物)を記載しております。</p>
6	<p>第3章 31 ごみ処理の現況、314 表3-20 図3-18「表題にごみ処理に係る」を加えること、出典を記載することを提案したい。</p>	<p>表題に、「ごみ処理に係る」を追記します。 また、表3-20に出典を追記します。 <u>(案 P37)</u></p>
7	<p>総合計画施策②ごみの適正処理と減量・資源化の推進と基本理念である自然との調和を目指す循環型都市とうみとの関連について記載すること、基本理念を設定した経緯を記載することを提案したい。</p>	<p>基本理念につきましては、本計画の当初に策定されたものでございます。</p>
8	<p>p49 コラム循環型社会に3つの課題が上げられているが、基本方針を3つにすること、基本理念の実現へ向けた施策及び市民・事業者・市の役割は基本方針ごとに記載することを提案したい。</p>	<p>本計画は、P49「循環型社会」の記載内容を踏まえ、2つの基本方針を定めております。 また、市民・事業者・市の役割については、対象者ごとに、それぞれに役割を示しております。</p>